#### 高松市監査委員告示第12号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、 地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年4月27日

高松市監査委員 吉 田 正 己

同 鍋 嶋 明 人

同 森 谷 忠 造

同 大見昌弘

# 監査結果に基づく 措置通知

(財政援助団体等監查)

(平成30年4月27日)









**Takamatsu City Audit Commission Secretariat** 

## 高松市監查委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

## 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

H30.4.27

措置 通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課又は 監査対象団体等	措置通知日
1	1100 1100 4 04	<u> </u>	指摘	浴室利用料の改定に ついて	Р5	健康福祉局 保健センター	·H30.3.23	
2	H28	H29.1.31	第5号	指摘	浴室利用料の改定に ついて	Р7	ハウス美装工業株式会社 (庵治ほっとぴあん指定管理者)	H3U,3,23

※ 告示番号 ・・・ 高松市監査委員告示の番号

\*

指摘 ・・・ 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

## 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No. No.1

#### 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	平成28年度/ハウス美装工業株式会社 (庵治ほっとぴあん指定管理者)				
告示番号	高松市監査委	員告示第5号	告	示日	平成29年1月31日
区分	指	摘			
指摘の項目	浴室利用料の改定について				
指摘の内容	指定管理者制度導入の趣旨に沿い、浴室利用料の改定に当たっては、指定管理者に審査基準を示すとともに、条例に規定する範囲内で、指定管理者に一任されたい。				
公表文該当ページ	P5				
公表文へのリンク	http://www.citv.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z0131z.pdf				

### 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月23日				
所管課	健康福祉局 保健センター				
監査対象団体等	ハウス美装工業株式会社				
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで、「庵治ほっとぴあん利用料金改定に係る審査基準」を作成し、指定管理者に示すとともに、浴室利用料の改定に当たっては、条例に規定する範囲内で、指定管理者に一任する旨を伝えた。また、その後、指定管理者から、平成30年4月からの浴室利用料の改定について申請があったことから、当該審査基準に基づいて審査し、承認した。				

## 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No. No.2

#### 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	平成28年度/ハウス美装工業株式会社 (庵治ほっとぴあん指定管理者)				
告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成29年1月31日		
区分	指 摘				
指摘の項目	浴室利用料の改定について				
指定管理者制度導入の趣旨に沿い、浴室利用料の改定に当たっては、事前に 向を伺うことなく、条例に規定する範囲内で、指定管理者が主体的に判断され					
公表文該当ページ	P7				
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z0131z.pdf				

### 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月23日			
所管課	健康福祉局 保健センター			
監査対象団体等	ハウス美装工業株式会社			
措置結果	本件指摘事項については、指定管理者が、条例に規定する範囲内で主体的に判断し、高松市に対し、平成30年4月からの浴室利用料改定の申請を行い、承認を得た。			